

木更津市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市犯罪被害者等支援条例（令和7年木更津市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(見舞金の支給及び転居費用の助成の対象となる犯罪行為)

第3条 条例第9条の見舞金の支給及び条例第10条の転居費用の助成の対象となる犯罪行為は、警察署長に被害届が提出されている等、当該行為による被害が警察への照会等により客観的に確認できるものとする。

(見舞金の種類等)

第4条 条例第9条の見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、支給する。

- (1) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者
- (2) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の遺族で次条第3項の規定による第1順位の者（以下「第1順位遺族」という。）

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪行為により死亡した者の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪行為により死亡した者の収入によって生計を維持していたその者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
- (3) 犯罪行為により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち前号に該当しないもの

2 犯罪行為により死亡した者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪行為により死亡した者の死亡の当時その者の収入によって生計を維持していた場合にあつては同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(見舞金の額)

第6条 傷害見舞金の額は、次の各号に掲げる傷害の程度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 全治1月以上3月未満 5万円

(2) 全治3月以上 10万円

2 遺族見舞金の額は、30万円とする。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる同順位 of 遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額をその人数で除して得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(見舞金の支給制限)

第7条 市長は、次に掲げるときは、見舞金の支給を行わないものとする。

(1) 犯罪行為により死亡し、若しくは傷害を受けた者(以下「犯罪被害者」という。)又は第1順位遺族(前条第3項の同順位 of 遺族が2人以上ある場合は、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)が、当該犯罪行為による被害につき他の市区町村から同種の支援を受けているとき。

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。)があつたとき(婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合を除く。)で、見舞金の支給を行うことにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるとき。ただし、犯罪被害者又は第1順位遺族が18歳未満の者を監護しているときは、この限りでない。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に、次のいずれかに該当する行為があつたとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

エ 当該犯罪行為による被害を受ける原因となつた不注意又は不適切な行為

- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が当該犯罪行為を容認していたとき。
- (5) 犯罪被害者又は第1順位遺族が当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。
- (6) 犯罪被害者又は第1順位遺族が木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。
- (7) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、木更津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

（見舞金の支給に関する特例）

第8条 傷害見舞金の支給を受けた者が、当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡したときは、遺族見舞金の額から当該傷害見舞金の額を控除して得た額を当該者に係る遺族見舞金の額とする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡したときは、遺族見舞金は、支給しない。

（見舞金の支給の申請）

第9条 傷害見舞金の申請者（傷害見舞金の支給の申請をしようとする者（第4条第1号に定める者に限る。）をいう。以下同じ。）は、傷害見舞金の支給の申請をしようとするときは、木更津市見舞金支給申請書兼請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 傷害見舞金の申請者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- (2) 傷害見舞金の申請者の本人確認ができる書類
- (3) 傷害見舞金の申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時点において、市民で

あったことを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 遺族見舞金の申請者（遺族見舞金の支給の申請をしようとする第1順位遺族をいう。以下同じ。）は、遺族見舞金の支給の申請をしようとするときは、木更津市見舞金支給申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他当該その者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 遺族見舞金の申請者の本人確認ができる書類

(3) 遺族見舞金の申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時点において、市民であったことを証明する書類

(4) 遺族見舞金の申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪行為により死亡した者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍全部事項証明書（次号又は第6号の書類を添付する場合を除く。）

(5) 遺族見舞金の申請者が犯罪行為により死亡した者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めるに足りる書類

(6) 遺族見舞金の申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類

(7) 遺族見舞金の申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、当該犯罪行為により死亡した者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

3 第1項又は前項の申請の際に、傷害見舞金の申請者又は遺族見舞金の申請者が、木更津市見舞金支給申請書兼請求書に記載し、見舞金の振込先として指定する金融機関の口座は、当該申請者の金融機関の口座を記載するものとする。

4 第1項及び第2項の申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

（見舞金の支給の決定）

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の申請があったときは、速やかに、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、見舞金の支給の可否を決定したときは、木更津市見舞金支給可否決定通知書（別記第2号様式）により、見舞金の支給の申請をした者に通知しなければならない。

3 市長は、見舞金を支給することを決定（以下「支給決定」という。）したときは、速やかに見舞金を見舞金の支給の申請をした者が指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。

（譲渡等の禁止）

第11条 支給決定を受けた者は、見舞金の支給を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（見舞金の返還）

第12条 市長は、支給決定を受けた者が見舞金の支給の要件を欠くと認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により支給決定を受け、又は前条の規定に違反したときは、当該支給決定を取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨及びその理由を通知するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支給した見舞金があるときは、当該見舞金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（転居費用の助成の額）

第13条 条例第10条の規定による転居費用の助成の額は、5万円を限度とし、一の犯罪行為について1回の転居（転出を含む。以下同じ。）を限度とする。

（転居費用の助成の申請）

第14条 条例第10条の規定による転居費用の助成の申請をしようとする者（以下「助成の申請者」という。）は、木更津市転居費用助成申請書兼請求書（別記第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第9条第1項各号又は第9条第2項各号の書類
- (2) 助成の申請者が転居費用を支払ったことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の際に、助成の申請者が、木更津市転居費用助成申請書兼請求書に記載し、助成の振込先として指定する金融機関の口座は、当該申請者の金融機関の口座を記載するものとする。

3 第1項の申請は、当該犯罪行為による被害が発生した日から1年を経過したときは、することができない。

(転居費用の助成の決定)

第15条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに、転居費用の助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、転居費用の助成の可否を決定したときは、木更津市見舞金助成可否決定通知書（別記第4号様式）により、転居費用の助成の申請をした者に通知しなければならない。

3 市長は、転居費用の助成をすることを決定したときは、速やかに決定した転居費用の助成の額を転居費用の助成の申請をした者が指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。

(準用)

第16条 第7条、第11条及び第12条の規定は、第14条の規定による申請があったときについて準用する。

(照会)

第17条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、警察その他の関係機関に照会することができる。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為について適用する。